

富山県家庭婦人バスケットボール連盟規約

第1章 名称・事務局

- 第1条 本連盟は富山県家庭婦人バスケットボール連盟（以下、本連盟という）と称する。
第2条 本連盟の事務局は、理事長の指定するところに置く。

第2章 目的・事業

- 第3条 本連盟は、バスケットボール競技を通じて家庭婦人の健康増進と親睦を図り、富山県のバスケットボール競技の普及と発展を目的とする。
第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
（1）バスケットボール競技大会の開催。
（2）その他、目的を達成するために必要な事業。

第3章 組織

- 第5条 本連盟は、第3条の目的に賛同する富山県に在住する家庭婦人バスケットボール愛好者で組織する。
第6条 本連盟に加盟しようとするチームは、事業年度毎に登録料を支払うものとする。
第7条 本連盟に登録したチームは、自動的に富山県バスケットボール協会に登録したものとする。なお、本連盟の事業年度・登録料などは富山県バスケットボール協会のそれに準ずるものとする。

第4章 役員

- 第8条 本連盟に次の役員を置く。
会 長 1名
理事長 1名
副理事長 1名
理 事 登録チームより各1名
監 事 1名
第9条 役員は、理事会において選出・承認し、次の職務にあたる。
会長は、本連盟の会務を統括し、本連盟を代表する。
理事長は、本連盟の事業運営および会計を総括し、遂行する。
副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故あるときは、その職務を遂行する。
理事は、本連盟の企画・運営および審議にあたり、理事会を構成する。
監事は、本連盟の会計を監査する。
第10条 役員任期は、2年とする。但し再任を妨げない。役員に欠員が生じた場合は、適宜補充し、補充役員任期は前任者の残任期間とする。

第5章 会議

- 第11条 本連盟に次の会を置く。
（1）理事会
第12条 理事会において次の事項を決定または承認する。
（1）事業計画
（2）予算・決算
（3）役員選出
（4）その他必要事項

第6章 会計

- 第13条 本連盟の経費は、登録料・大会参加料・その他収入をもってこれにあてる。
第14条 本連盟の会計年度は、事業年度に準ずる。

附 則

本規約は、平成17年4月1日より施行する。